

かまくら
鎌倉でくらそう
たげんご
～すまいの多言語ガイドブック～



にほん へや
日本で 部屋をさがすとき、かりるとき、わからないことは ありませんか。

にほん せいかつ
日本の生活が わからないひとたちに、ガイドブックをつくりました。

ぜひ、つかってください。

◆サポートするみなさまへ◆

このガイドブックは、すまいを さが ひと サポートする人たちにも し 知ってほしい
じょうほう 情報が のっています。まえ もって よ 読んでください。すまいさが するとき、
いっしょに よ 読んで はなし 話をして ください。 やくだてて ください。

かまくらしきょじゅうしえんきょうぎかい
鎌倉市居住支援協議会



「伝えたいことが伝わらない！」そんなときは・・・

つうやく 通訳が ひつよう 必要なときの まどぐち 窓口

ふどうさんてん かんけいき かん い
不動産店や関係機関に 行きたいとき

○かながわ外国人すまいサポートセンター



- 電話 045-228-1752
- じかん 10時～17時
- はなすことば
 - やさしい日本語
 - 中国語
 - 英語
 - 韓国朝鮮語
 - スペイン語
 - ポルトガル語
 - タガログ語
 - ベトナム語
 - タイ語
 - ネパール語

※はなすことば ようびは 電話ください。

しやくしょ まどぐち つうやく
市役所の窓口で 通訳が ひつようなとき

かまぐらしやくしょぶん か
○鎌倉市役所文化課

- 電話 0467-61-3872
- じかん 9時～17時
- はなすことば 電話ください



※よく してください。行く日の 3日前までに 要望書を書いて
まどぐち 窓口に だしてください。だめなとき あります。

日本で部屋をかりるには？（これって日本の文化？）

- ◆多くのアパート・マンションは、大家（貸主）から直接借りません。
大家（貸主）のかわりに、「不動産店」が住むひとを募集して契約します。



- ◆かりるには「連帯保証人」または「緊急連絡先」が必要

◎連帯保証人とは

あなたが家賃を払えないとき、あなたと同じ立場で家賃を支払う役目

◎保証会社

連帯保証人の役割を「保証会社」がおこなうことが多くなっています。

（参考：外国籍の方の保証をおこなっている会社 ※一例です。）

○外国籍の方のみ

かいしゃ	でんわ
グローバルトラストネットワークス	03-6804-6801
ジャパンハウジングトラスト	03-6915-0888

○外国籍の方も対応

かいしゃ	でんわ
こうれいしゃじゅうたくざいだん 高齢者住宅財団	03-6880-2781
フォーシーズ	03-3434-3725
日本セーフティー	03-5446-5700
Casa カーサ	03-5339-1143

◎緊急連絡先とは

大家さんや不動産店があなたと連絡が取れないとき、連絡する人の電話番号やメールアドレス。
あなたのかわりにやちんをはらったりすることはありません。

※「連帯保証人」「緊急連絡先」がないときは、鎌倉市居住支援協議会事務局まで連絡ください。

鎌倉市居住支援協議会事務局（かながわ住まいまちづくり協会）

TEL 045-664-6896

鎌倉市 住宅課

TEL 0467-61-3679



◆かりるときに お金がかかる！

部屋をかりるときに、これだけかかります。前もって 用意しておく必要があります。

しゅるい	せつめい	かかるお金
敷金	あなたが家賃の不払いや不注意により部屋をよごしたり、こわしたときの費用として大家さんに あずけるお金です。毎月家賃を払ってきちんと生活していれば、でる時に 返ってきます。日本の文化です。	家賃の1～2か月分
礼金	日本の文化です。 大家さんへ「お礼」として はらう お金です。	家賃の0～2か月分
仲介手数料	不動産屋へ はらう手数料です。	家賃の1か月分 +消費税
前家賃	家賃の支払いは 前払いです。契約のとき 入居する月の日割り家賃と翌月の家賃を はらいます。	入居月の家賃 (日割) +翌月の家賃
損害保険料	入居中に あなたがおこした 火災や水漏れなど、貸主や他の入居者などに 補償するために 加入します。	15,000 円 ～20,000 円
保証料	保証人を立てる代わりに、保証会社が あなたの保証をする場合に、保証会社へ はらうものです。 【注意】家賃を滞納した場合は、保証会社に滞納した家賃をはらってください。	家賃の0.5～1 か月 (保証内容による)
鍵交換費用	新しい鍵に 交換するための お金です。	10,000 ～20,000 円
プロパンガス会社への保証金	プロパンガスの場合、ガス会社へ 保証金を支払います。これは、部屋の「敷金」と同じで、契約終了時にはかえってきます。	10,000 円程度 (ガス会社による)
合計		家賃の3～6か月分

◆家賃は、次の月の分を払います（今月支払った家賃は、次の月の家賃です）。



◆かりたあとも お金^{かね}が かかります。

契約^{けいやく}の 更新^{こうしん}時（ふつうは 2年^{ねん}）に お金^{かね}が かかります。

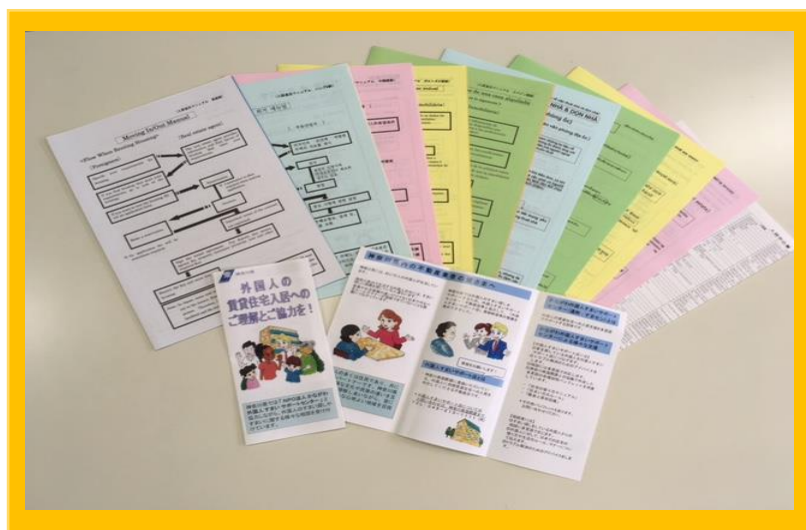
2年^{ねんご}後に そなえて、少しづつ 蓄^{すこ}えておきましょう。

しゅるい	せつめい	だいたいのお金
こうしんりょう 更新料	けいやく 更新 ^{こうしん} のときに、かしぬし 貸主 ^{しはら} へ 支払 ^{おかね} う お金 ^{かね} です。	やちん 家賃 ^{げつふん} の 1 か月分
そんがいほけんりょう 損害保険料 の更新 ^{こうしん}	にゅうきょ じ 入居 ^{けいやく} 時に 契約 ^{けいやく} した 損害 ^{そんがいほけん} 保険 ^{ほけん} や 保証 ^{ほしょうかいしゃ} 会社 ^{かいしゃ} の 契約 ^{けいやく} も	15,000 円 ～20,000 円
ほしょうりょう 保証料 の更新 ^{こうしん}	2年 ^{ねん} で 契約 ^{けいやく} が 切 ^き れます。次の 2年 ^{ねん} の 契約 ^{けいやく} を おこな	やちん 家賃 ^{げつふん} の 0.5～1 か月 (保証 ^{ほしょう} 内容 ^{ないよう} による)



◆不安^{ふあん}な時は こんな資料^{しりょう}もあります！

かながわ外国人すまいサポートセンター 【引っ越しマニュアル】
お問合せ 045-228-1752



さあ、部屋を探そう！

◆かりる人と すむ人は、おなじ

勝手に 他の人が 住むことはできません。他の人も住む場合は、まずは大家（不動産店）に相談して、許可を得てください。

◆賃貸住宅にはいろいろな種類があります。

◎市営住宅や県営住宅（鎌倉市住宅課 TEL：0467-61-3679）

◎公営賃貸住宅（UR、県公社）

◎民間の賃貸住宅（街の不動産店が扱っている住宅）

それぞれの違いや特徴は、

かながわ外国人すまいサポートセンター 【賃貸住宅の種類のご案内】
お問合せ 045-228-1752



で、分かりやすく説明しています。

◆住みたい条件を決めましょう

こうもく	か 書く欄	たと 例えば	ゆうせんじゆんい 優先順位
いつごろまでに？		●月ころまでに	
きぼう ちいき 希望の地域は？		* * 駅周辺	
や 家 賃		* 万円まで 目安：月収の1/3くらい	
ひつよう へ や かず 必要な部屋の数		2部屋ほしい	
しゅうにゅう 収入	しゅるい ねんきん きゅうよ せいかつ ほ こ など 種類（年金、給与、生活保護等） おおよその額	円/月	
ほしょうにん 保証人		かいしゃ どうりよう 会社の同僚	
きんきゅう じ れんらくさき 緊急時の連絡先		かいしゃ どうりよう 会社の同僚	

この情報があると、不動産店もお話がしやすいです。

自然災害の時の ひなん方法も 知りましょう。これから 住みたい地域の ハザードマップを
手に入れると良いです。

◆「申込」と「契約」は違う

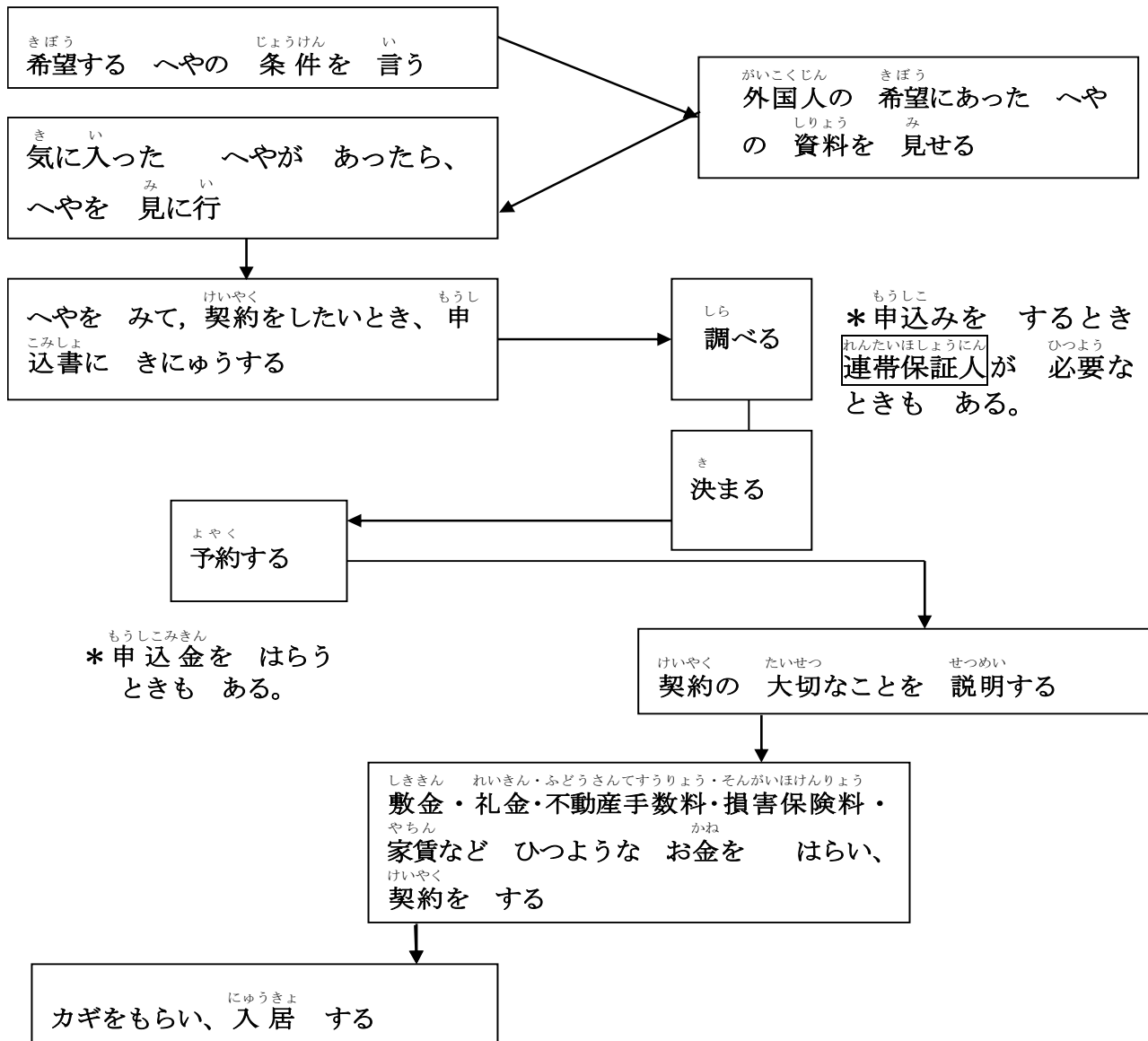
もうしこみ けいやく にゅうきよ ながれ
申込～契約～入居までの流れ

すません ひっこしまにゅある ばっすい
すまセン「引っ越しマニュアル」から抜粋

へやを かりるときの ながれ

[がいこくじん]
〔外国人〕

[ふどうさんてん ひと]
〔不動産店の人〕



*申込みを はらう ときも ある。

注意：日本では、不動産店が 持っていて 人にかす 住宅も ありますが、多くは 個人が 持 っている 住宅です。不動産店は、貸したい人と 借りたい人の 間 にはいって、話し を まとめてくれます。

◆不安な時は こんな資料もあります！

かながわ外国人すまいサポートセンター【入居申込書（8言語集約版）】
お問合せ 045-228-1752



不動産屋さんへ行くときは

◆不動産屋さんにも応援しています。

不動産店も、外国籍の方への入居について、ガイドブックを作成しています。
こちらにも知りたい情報がたくさん載っています。参考にしてみてください。

全国宅地建物取引業協会発行【部屋を借りる人のためのガイドブック】
対応言語 英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語

お問合せ 神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部



全日本不動産協会発行【部屋探しのガイドブック】
対応言語 英語・中国語・韓国朝鮮語

お問合せ 神奈川県本部・湘南支部
0466-28-1445



日本賃貸住宅管理協会発行【部屋探しのガイドブック】
対応言語 12か国語

お問合せ 日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部
045-651-2662



◆ひとりで不動産店に行くのに不安な時

通訳派遣を活用してください。連絡先は2ページに記載しています。

◆契約の時に不動産店に聞いておくこと

メモにしましょう

住んでからの困りごとに対して

◆引っ越しした後のチェック表

やること	チェック	分からないとき (相談窓口)
ガス屋さんに連絡しましたか		不動産店
住民票を移しましたか		市役所 市民課
学校の転校手続きはしましたか		市役所 学務課
ゴミを出す日を調べましたか		市役所 ゴミ減量対策課

※自治会・町内会があれば加入しましょう。(加入には費用がかかります)

◆不安な時はこんな資料もあります！

かながわ外国人すまいサポートセンター

【住まい方のルール】【敷金と原状回復】

お問合せ 045-228-1752



◆生活していく中で困った時は

こまりごと	れんらくさき
家賃が払えない	- 鎌倉市社会福祉協議会(あんしん生活係) 0467-23-1075 - インクルージョンネットかながわ 0467-46-2119 - 市役所 生活福祉課 0467-61-3958 - かながわ外国人すまいサポートセンター 045-228-1752
部屋の器具の使い方が分からない	不動産店 ()
ゴミの出し方が分からない	市役所 ゴミ減量対策課 0467-61-3396
言葉のことで困ったら	かながわ外国人すまいサポートセンター 045-228-1752
市役所の手続きで通訳が必要なとき	市役所 文化課 0467-61-3872
困っていることがたくさんある、どこへ相談して良いかわからない	市役所 暮らしと福祉の相談窓口 (市役所1階 3番カウンター) 0467-61-3864

お部屋を引っ越すとき

お部屋を引っ越すときの流れ

すまセン「引っ越しマニュアル」から抜粋

住宅の引っ越しルール

引っ越しをする時は、役所や電力会社などいろいろな所へ連絡しなくてはなりません。

[引っ越しの前]

1 大家 または 不動産店へ 契約書を 確かめて、解約の 予告期間
(ふつう 1～2か月前)までに 連絡

2 電気・ガス・水道など、役所や 電力会社などへ 解約または 引っ越しの連絡

水道・電気・ガス会社へ
引っ越しの連絡と
料金の精算



電話会社 および 郵便局へ
住所が変わることを 連絡

引っ越しの時の ゴミの 捨てかた
(いらない家具など粗大 ゴミ)を問合わせ

水道

ちかくの水道局営業所
または 役所

電気

ちかくの東京電力

ガス

■都市ガスの場合
ちかくの東京ガス営業所
■プロパンガスの場合
プロパンガス業者

電話

NTTなどの電話会社

郵便

ちかくの郵便局

ゴミ

役所

[引っ越しの時]

1 にもつの運び出し・部屋の掃除

すべてのにもつを運び出し、へやをきれいに
そうじする。粗大ゴミは 残さない。

2 ●へやの確認
●カギをかえす
●敷金の精算など

必ず 大家または 不動産店が立ち会い、
契約書に 書いてあるとおりに へやを もとに
もどす。ルールに 従う。

◆引っ越ししたら、14日以内に 役所の窓口で 住所変更の 手続きをする。

とくていひ えいり かつどうほうじん かながわ がいこくじん すまいサポートセンター しょうかい
 「特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター」のご紹介

すまいと生活について、あなたがわかる言葉で相談できます。
 不動産店を見つけること、日本で暮らすための生活のルール
 を知ること、トラブルがおきたときの言葉のサポートなどが
 できます。まずは電話かメールで連絡してください。



Tagalog

Tiếng Việt

ภาษาไทย

やさしい
にほんご

中文

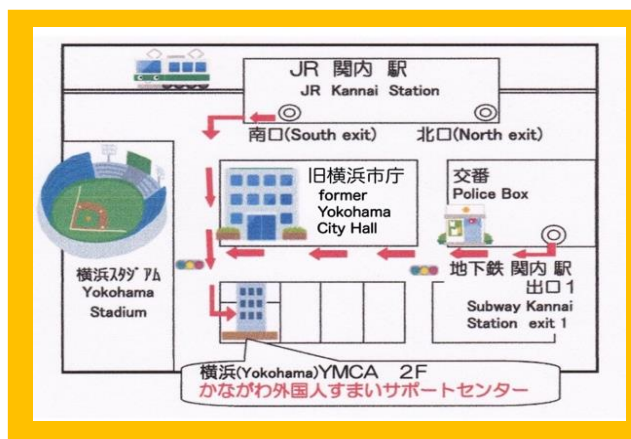
español

português

English

코리아 어

नेपाली



とくていひ えいり かつどうほうじん かながわ がいこくじん すまいサポートセンター
 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

〒231-8458 横浜市中区常盤町1-7 横浜 YMCA 2階

電話 045-228-1752

FAX 045-228-1768

EMAIL sumai/sc@sumasen.com

URL <http://sumasen.com/>



鎌倉市居住支援協議会とは

私たち「鎌倉市居住支援協議会」は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、平成31年3月に、居住支援団体、宅地建物取引業団体、法律の専門団体や行政で組織され、官民連携・多職種の協働により、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）に対する入居支援について協議しています。

神奈川県内では、川崎市、横浜市に次いで、3番目に設立された市町村単位の居住支援協議会です。

◇ 構成員は？

区 分	会 員 名
居住支援団体	一般社団法人インクルージョンネットかながわ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 鎌倉市基幹相談支援センター 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 鎌倉市地域包括支援センター 一般財団法人高齢者住宅財団 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部
専門団体	神奈川県行政書士会鎌倉支部 神奈川県司法書士会
行政団体	鎌倉市住宅課 ほか関係各課

◇ こちらもご参照ください

鎌倉市居住支援協議会では、福祉関係に従事する方向けに「お部屋探しサポートブック」を作成しています。

お部屋探しをする方のサポートにお役立てください。

居住支援協議会ホームページでも公開しているほか、下記事務局でも配布しています。



鎌倉市居住支援協議会 事務局

（公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会）

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

TEL 045-664-6896 FAX 045-664-9359

URL <http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/kamakura/>

作 成 ： 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター

<http://sumasen.com/>

令和2年12月作成